

平成 30 年 11 月 1 日

事業主・事務担当者様

日本 IT ソフトウェア企業年金基金

### 過納掛金の将来債権への充当について

平素より当基金の運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「加入者資格喪失届」や「基準給与変更届」のご提出が遅れ、既に納付済みの掛金に過納額（納め過ぎ）が発生した場合、厚生年金基金の取扱いに準じ、今後納付していただく掛金に過納額を充当する処理を行っています。

（例）第 2 年金のみ加入 定額制 1 口 加入者 3 名 の事業所で、  
加入者 1 名が平成 30 年 10 月 1 日付で資格を喪失する届出が遅れ、  
平成 30 年 11 月中旬に提出された場合

10 月分掛金 3,300 円（加入者 3 名分）  
11 月分掛金 1,100 円（加入者 2 名分 － 過納額 1,100 円）  
12 月分掛金 2,200 円（加入者 2 名分）

厚生年金基金では厚生年金保険法に根拠条文がありましたが（平成 26 年改正前の法第 141 条が準用する法第 83 条の 2）、確定給付企業年金法にはこれに相当する条文がないため、このたび規約を変更し、次の条項を追加しましたので、お知らせいたします。

第 75 条の 2 基金は、第 71 条から第 73 条までの規定により算出した掛金額が当該事業主が納付すべき掛金額を超えていることを知ったとき、又は納付した掛金額が当該事業主が納付すべき掛金額を超えていることを知ったときは、その超えている部分の額を、超えていることを知ったときから 6 月以内に納付期限の到来する当該事業主に係る掛金と相殺することができる。

2 前項の規定により相殺したときは、基金は、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

規約第 75 条の 2 第 2 項の「通知」につきましては、掛金の「納入告知書」に同封する「掛金増減計算書」をもってご案内しています。掛金増減計算書左下の「2. 掛金計算書」をご参照ください。

## 2. 掛金計算書

	男子 又は 男女 合計			
	今回基準掛金額	前回分までの精算額	掛 金 率	
			率(1/1000)	額(円)
第 2 標準掛金	2000	-1000	1,000.0	

掛金増減計算書「2. 掛金計算書」の「前回分までの精算額」に負の額が計上されている場合、異動年月日が前月分以前に属する届出があり、発生した過納額を当月分の掛金に充当する処理が行われたことを意味します。

過納額が「今回基準掛金額」を超える場合は、その月の当該掛金は発生せず、超えた額は翌月分以降に持ち越されます。持ち越しを続けて 6 ヶ月分の掛金に充当し、なお過納額が残っていた場合は事業所に還付します。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

〈お問い合わせ〉

業務グループ 電話：03-5114-5517（代表）